高知県遊漁船業の適正化に関する法律に基づく不利益処分基準

（目的）

第１条　この基準は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号。以下「法」という。）の規定に基づき知事が行う処分（以下「処分」という。）について、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 12 条第１項の規定により処分基準を定めることにより、その適正な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この基準において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（処分の適用）

第３条　処分は、法の規定に違反し、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に支障が生じると認められる場合で、かつ次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

（１）海上保安庁等の捜査により遊漁船業者又は遊漁船業団体の犯罪事実が明確となった場合

（２）遊漁船業者又は遊漁船業団体に対し、行政手続法第２条第６号に規定する行政指導を行った後においても、違反が改善されない場合又は改善される見込みがない場合

（３）重大な事故に関係する場合

（違反及び処分の内容）

第４条　処分の対象となる違反及びその処分の内容等は、別表に定めるとおりとする。

２　事業停止命令は、原則として、遊漁船業者の事業の全部を対象とする。ただし、複数の営業所若しくは遊漁船を有し、又は複数の遊漁船業務主任者を選任している場合であって、違反行為がその一部の営業所、遊漁船又は遊漁船業務主任者に起因するものに限定されると判断される場合は、当該営業所、遊漁船又は遊漁船業務主任者が関係する一部の事業を事業停止命令の対象とすることができる。

３　事業停止命令の期間は、営業期間内において設定し、始期は初日の午前９時、終期は末日の午後５時とする。

（違反行為の併合）

第５条　１つの行為が同時に２以上の処分の事由に当たる場合は、最も重い処分の内容によるものとし、その重さの順列は、重い順から登録の取消し、事業停止命令、業務改善命令

とする。

（処分の加重）

第６条　遊漁船業者が事業停止命令の適用対象となる違反行為を行った日以前５年以内に当該遊漁船業者が違反行為を行った経歴（事業停止命令が適用されたものに限る。）がある場合は、30 日に当該経歴の回数を乗じた日数を別表に定める日数に加算した期間の事業停止とする。ただし、加重した後の事業停止命令期間が 180 日を超える場合は、登録の取消しとする。

（処分の軽減）

第７条　聴聞又は弁明の機会の付与の結果、処分の対象となる違反行為に酌量すべき事情があると認められる場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処分に軽減することができる。

（１）登録の取消しの場合　180 日の事業停止命令

（２）事業停止命令の場合　当該事業停止命令の日数の２分の１を減じた日数の事業停止命令

（意見陳述のための手続）

第８条　処分を行おうとする場合は、次に掲げる区分に従い、処分の名宛人となるべき者について、意見陳述のための手続を執る。

（１）次のいずれかに該当するときは、聴聞を行うこと。

ア　遊漁船業者の登録の取消し

イ　遊漁船業団体の指定の取消し

ウ　業務改善命令による遊漁船業務主任者の解任

エ　アからウまでに掲げる処分以外の処分をしようとするときであって、知事が相当であると認めるとき。

（２）前号アからエまでのいずれにも該当しないときは、弁明の機会を付与すること。

２　遊漁船業者の利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係を確保する上で緊急に処分を行う必要があるため、意見陳述のための手続を執ることができないときは、前項の規定は、適用しない。

（処分の公表）

第９条　事業停止命令、登録の取消し又は指定の取消しの処分を行った場合は、その事実を公表する。

（関係機関への連絡）

第10条　事業停止命令、登録の取消し又は指定の取消しの処分を行った場合は、必要に応じ、その処分の内容について、関係する都道府県及び海上保安庁等へ連絡する。

附　則

（施行期日）

１　この基準は、令和６年11月19日から施行する。

（遊漁船業の適正化に関する法律に基づく不利益処分基準の廃止）

２　遊漁船業の適正化に関する法律に基づく不利益処分基準（令和元年10月３日施行）は、廃止する。

附　則

この基準は、令和８年11月４日から施行する。